

事業説明資料

1 名称

横浜都心部コミュニティサイクル事業

2 期間

平成26年春頃から平成31年3月末まで(5年後に協議のうえ合意に至れば5年間の延長可能)

3 実施場所

MM21中央地区、MM21新港地区、関内地区を中心とした区域

4 目的

横浜市は、「横浜都市交通計画」「関内・関外地区活性化推進計画」「環境未来都市計画」に位置づけられた都心部活性化、観光振興および低炭素交通への寄与に向けた取組として、横浜都心部においてコミュニティサイクル事業を展開します。

具体的には、

- ① 鉄道やバス等の端末交通として、勤務地等への短距離交通を補完し、横浜都心部の利便性を高め、みなとみらい地区や関内地区の業務集積地としての価値を向上させ、地域活性化に寄与します。
- ② 観光・商業施設が带状に連なり、駅から比較的距離の遠い都心臨海部の利便性を高めることで、観光地としての回遊性を向上させ、観光都市の魅力向上に寄与するとともに、都心部において、公共交通機関の利用促進や過度な自動車交通の低減に貢献し、低炭素化に寄与します。

5 事業主体

横浜市が事業の実施主体となり、コミュニティサイクル事業者が運営主体となります。両者が協定を締結し、協働により実施します。

6 事業内容

(1)横浜市(実施主体)と事業者(運営主体)の役割分担

① 横浜市(実施主体)の役割

- ・コミュニティサイクル事業全体の統括を行う。
- ・利用促進の為、利用料金の一部を負担する。(※次ページ参照)
- ・運営事務所・バックヤード、および公募時に明示するポート候補地を用意し、(ポート候補地(24か所)については、別紙「提案書作成要領」参照)、事業開始後の規模拡大を図る。
- ・公共的な交通機関としてコミュニティサイクル推進のための広報等を行う。
- ・市職員の業務上での利用を推進する。
- ・観光施策、環境政策、道路管理者等との連携を図る。

(※)市の負担金について

【目的】コミュニティサイクル利用者の負担軽減および利用促進

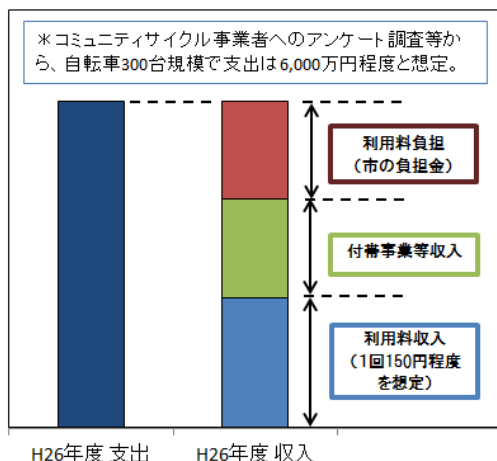
【期間】事業実施期間における初年度から5年間

【方法】1回の利用に対して、毎年定めた利用料負担適正額(円/回)に年間利用回数(回)を乗じて負担する。

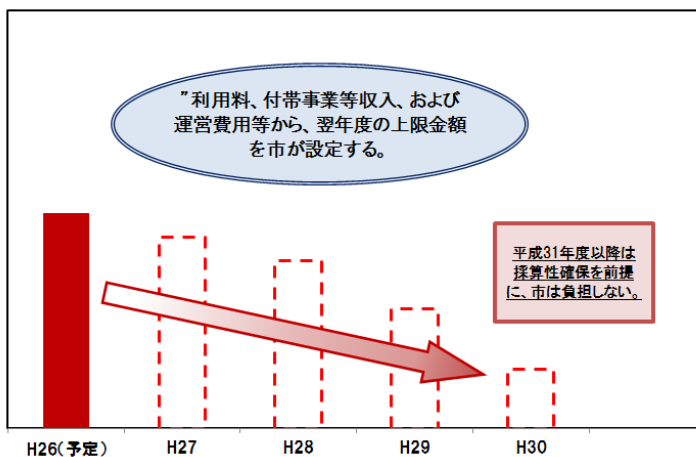
【上限】負担金上限額および利用料負担適正額(円/回)は、本事業の利用収入、付帯事業等収入、および運営費用の収支見込みから、横浜市が予算の範囲内で金額を定める。また、6年目以降は採算が取れることを前提とし、市は負担しない。

自転車 300 台、ポート 30 か所程度の規模と仮定した平成 26 年度の収支イメージを【図-1】に示す。また、事業期間における負担金イメージを【図-2】に示す。

【図-1】自転車300台、ポート30か所規模の収支イメージ



【図-2】市の負担金についての見込み (イメージ)



② 事業者(運営主体)の役割

- ・事業の運営主体として、施設整備(ポート・自転車等設置)、運営および事業期間終了後に撤去を行う。
- ・採算性を確保するため、コミュニティサイクルに付帯する事業(以下、「付帯事業」という。)を実施する。(事業者の特性にあった付帯事業を実施することが望ましい。また、コミュニティサイクルの料金収入および付帯事業収入は事業者の収入となる。)
- ・ポート候補地の確保(市が公募時に提示したポート候補地を除く)を図る。
- ・利用促進のために広報等を行う。
- ・公共交通機関、商業施設、観光施設等との連携を図る。
- ・事業の利用状況(登録者数、利用者数)、利用者の移動データ、収支状況を定期的(四半期に一度程度)に横浜市へ提供する。(※個人情報を除く)

(2)募集するコミュニティサイクルの内容(★が付いている項目は必須項目であり、未達成の場合は失格となります。その他の項目は、事業候補者選定のための評価項目です。)

①事業規模

- ★事業開始時にポート設備を30か所分以上、自転車を300台以上用意する。
- ・事業開始後、ポート土地の確保状況により段階的に規模を拡大し5年目に500台以上を目指す。

②料金、付帯事業、収支

- ・公共的な交通機関として多くの利用者に利用されるよう、回転率を高める工夫をする。また、路上への放置を抑止する方策を導入する。(短時間利用の場合は安価な価格設定とし、長時間の連続利用は利用料金を割高とするなど)
- ・積極的な広報活動等により利用を促進する。
- ・採算性を確保し、継続的な事業とする。
(料金を設定するにあたり、採算性と利用促進のバランスから、横浜市が考える目安としては1回(1時間以内)あたり利用者負担は150円程度が適当と考えるが、他の提案も可とする。)

③運営方法

- ・事業の運営にあたっては、運営組織を確立し、円滑に行うものとする。
- ★事故等緊急時の対応のため、常時連絡および対応可能な体制とする。
- ・配置している自転車に偏りが発生した場合には、配置台数を平準化するために自転車を再配置する。
- ★事故、トラブル等の対応を迅速に行う。
- ★利用者のケガの補償や損害賠償事故(対人および対物)の補償のため、保険に加入する。
- ・利用者に交通ルール、マナー等の啓発を行う。(歩道通行は徐行、公園・港湾緑地への乗り入れ禁止等)
- ・防犯、盗難対策を行う。
- ・放置自転車対策に寄与するものとする。

④利用方法

- ★どのポートでも貸出・返却可能な(自転車を借りたポートと別のポートに返却しても良い)システムとする。
- ★利用者の個人認証を行う。
- ・初めて利用する人が、10か所以上のポートで短時間に利用者登録ができること。
- ・登録後、自転車の貸出・返却が短時間でできること。

⑤ポート・自転車の仕様

- ・ポートや自転車のデザインは、地域の景観と調和した美しいものとする。
- ★ポートは無人で貸出・返却ができるシステムを基本とするが、有人ポートとの混在は可とする。
- ★ポートは設置・撤去が容易なもの(掘削を伴わないことなど)とする。
- ・自転車は操作性、安全性、耐久性に優れたものとする。
- ・ポートや自転車のメンテナンスは技術力を持った者が適切に行う。

(3)留意事項

<ポート候補地について>

- ・ポート候補地はポート設置を確約するものではなく、土地所有者・所管部署と詳細な調整が必要となります。
- ・ポート候補地には、基本的に電源はないため、電源の確保が必要です。電気使用にあたっては、電力会社と協議が必要です。また、MM21 地区等では架空の電線を引くことができません。

<その他>

- ・利用者登録時に得た個人情報については、「個人情報保護法」、「横浜市個人情報保護条例」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適正に業務を履行してください。
- ・関係法令、地区計画、景観計画及び景観ガイドライン等を遵守し、必要な手続きを行ってください。特にポートについては、景観計画等により周辺歩道等からの自転車の見え方について、一定程度の遮蔽等の協議が必要になる場合があります。
- ・横浜市の都市のイメージ向上に寄与するよう、ポートや自転車のデザインなどの調整が必要となる場合があります。
- ・営業時間(自転車の貸出・返却可能な時間)については、協定で定めることとします。
- ・協定案については、市が作成します。

7 事業候補者決定後の協議

本事業は公民連携の事業のため、横浜市の支援内容を含めた事業内容の確定は事業候補者との詳細な協議が必要です。そこで、事業候補者決定後、事業候補者と市が公募条件や提案内容に基づき、役割分担や事業実施内容について協議を行い、合意に至れば協定を締結し事業を開始します。

8 参考資料

○第5回 横浜都心部コミュニティサイクル検討委員会 資料

- ・資料3「横浜都心部コミュニティサイクル社会実験の成果」
- ・資料4「横浜都心部コミュニティサイクル本格実施イメージ」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/cycle/committee.html>

9 スケジュール(予定)

- ・提案募集 平成25年10月31日(木)～12月12日(木)
- ・事業候補者決定 平成25年12月下旬
- ・協定締結交渉 平成25年12月下旬～平成26年1月(1か月程度)
- ・事業者と市との協定締結 平成26年2月上旬
- ・事業開始 平成26年春頃